

〈特別寄稿〉

## 「犯罪と責任：無差別爆撃と大量虐殺」

..... 田中利幸（広島平和研究所）

## I. オバマ大統領の「道義的責任感」と無差別空爆の続行

「一人殺せば悪党で、百万人殺せば英雄。数が殺人を神聖化する」という言葉は、チャーリー・チャップリンが、1947年の自作自演映画『殺人狂時代』で演じる連続殺人犯ヴェルドゥに吐かせる有名な台詞である。

広島・長崎原爆投下による推定20万人以上という数にのぼる民間人の瞬間時の無差別大量虐殺と、その後長年にわたり今も続く放射能による健康破壊とその結果による死亡は、当時の国際法や国際条約に明らかに違反する歴史上まれに見る由々しい戦争犯罪、とくに「人道に対する罪」であった。しかし、戦後の戦犯法廷では連合軍側が犯した犯罪は全く裁かれなかったため、この犯罪の最高責任者であるトルーマン大統領は、「悪党」ではなく「英雄」視されるようになった。

犯罪は、犯罪人がいかなる自己正当化論を展開しようとも、法的に確証されたその犯罪性そのものを否定することができない。したがって、米国政府が主張し続けている「戦争を終わらせるために原爆投下は必要であった」という、事実とは全く異なる見解=言い訳がたとえ正しかったとしても、原爆投下による「無差別大量虐殺」という「犯罪性」そのものが否定されるわけでは決してない。原爆投下の是非をめぐる議論は、いつも、それ

が必要であったかなかったかといった「歴史的状況判断論」にばかり集中する傾向があり、そのことによって原爆投下に関する議論の本質であるべき「犯罪性」の問題が実はぼやかされ、ごまかされてしまう。

今年4月5日、オバマ米国大統領は、プラハで行った演説の中で、「核を持つ国として、そして核兵器を使用したことがある唯一の国として、米国には行動する道義的責任がある」（強調：引用者）と述べた。アメリカ大統領が原爆投下問題に関して一定の「責任」を認めたことは、初めてであり、その意味で、戦後一貫してアメリカ政府が固執し続けてきた「原爆投下絶対正当化論」に楔を打ち込んだとも言える、積極的で勇気のある、画期的な発言であった。

しかしながら、一瞬のうちに数万人という人間を大量に且つ無差別に殺戮し、その後現在に至るまでも、放射能によって様々な重大疾患を生み出し、深い精神苦悩を負わせ、多くの生存者を殺傷し続けている原爆投下を行ったアメリカ政府には、単に「道義的責任」のみならず、国際法違反という「法的責任」があることは明白である。

核兵器廃絶は、残念ながら、核大国だけの核削減ではとうてい達成できないのが現実である。オバマ大統領は、一方では、ロシアと

の核兵器削減条約でおおいにイニシアティブを発揮しながらも、他方、北朝鮮とイランを敵視し、この二国に対する政策はブッシュ前政権の「ならず者国家視政策」を、ほとんどそのまま継承している。なぜ、北朝鮮やイランは核開発をあきらめないのか。それは、アメリカが沖縄、岩国、厚木、横須賀などに膨大な軍事基地を維持していることと無関係なのか。核兵器を保有し、たびたびパレスチナ・レバノン人民を無差別虐殺するイスラエルをアメリカが全面的に支援していることと無関係なのか。そのことを自問せず、これらの国をただ単に「ならず者国家」扱い続けるならば、「核廃絶」という最終目標を達成することは不可能であろう。

一方、アフガニスタンでもまた、オバマ氏はブッシュ前政権の政策を継承し、大統領就任直後に1万7千人（アフガニスタン政府軍のための訓練部隊を含めると2万1千人）の増派を決定した。無人飛行機も活用した空爆も引き続き行っており、その結果、アフガニスタンのみならずパキスタン北西部で多くの市民に死傷者を出している。テロ打破の目的と称して行われているこのような無差別爆撃のために、アフガン住民からのNATO・ISAF（国際治安支援部隊）に対する支持は急速に落ち込んでいる。かくして、テロを壊滅させるどころか、この地域でますます反米勢力を拡大させ、ひいてはテロによる無差別攻撃の可能性を高めているのが実情である。最近、アメリカ政府は、パキスタンの核兵器がタリバンの手に渡る危険性がなきにしもあらずという憂慮を表したが、そのような状況を作り出している大きな要因の一つが、まさに、こ

の地域で自分たちが展開している軍事行動そのものであることを認識すべきである。

今年5月初め、アフガニスタンのファラア県にある一村落が米軍による空爆を受けた。空爆の理由は、「タリバン兵士が村に入り込んでいた」というものであった。アフガニスタン政府の公式発表によれば死者147人、負傷者25人、破壊された家屋12軒。アフガン人権モニターというNGOの調査によると、死者は少なくとも117人、そのうち26人が婦人、61人が子供。爆撃の威力が凄まじく、死者の身体がバラバラになって吹き飛ばされたため、誰の身体か確認ができないひどい状態との報告がなされている。

オバマ大統領は、昨年7月、選挙キャンペーン中にイスラエルを訪れた際、「もしも、私の娘2人が寝ている我家がロケット弾攻撃を受けるならば、私は自分の全力を使ってそのような攻撃を停止させる」と演説した。ところが、昨年12月からことし1月にかけてのガザ攻撃で、多くのパレスチナ市民が空爆で死傷した際には、沈黙を通した。原爆投下には一定の道義的責任を認めた人物が、なにゆえに通常爆弾による市民空爆には「道義的責任」を感じないのか。あるいは、感じていても、なぜ声を上げないのか？

この問題を考えるにあたっては、米軍の「空爆」の歴史をまず概観してみる必要がある。

## Ⅱ. 広島・長崎原爆投下に至る無差別爆撃の歴史とアメリカの「精密爆撃」思想の変容 非戦闘員である市民を攻撃目標とする「無

差別爆撃」は、第1次世界大戦から本格的に行われるようになった。飛行機が使われた初めての大規模戦争であった第1次世界大戦では、ドイツ軍によるパリやロンドンへのたび重なる空爆、連合軍によるフライブルクやフランクフルト・アム・マインなどへの爆撃が展開された。しかも、「一般市民への空爆は戦争を早期に終わらせる効果を持つため、長期的に見れば人道的な戦争方法である」という、全く根拠のない無差別爆撃の正当化理論が第1次世界大戦末期から唱えられるようになった。

第1次世界大戦期の米軍はいまだ極めて弱小の空軍力しか保持していなかったため、空爆にはほとんど参加しなかった。アメリカ大陸が大西洋と太平洋という大海で他の軍事大国から隔てられているという地理的条件から、イギリスやドイツのように長距離飛行と大量の爆弾搭載が可能な大型爆撃機を早急に開発しなければならないという必要性をアメリカ人たちは感じなかった。

アメリカ国民の多くは、戦時中にロンドンやパリの市民に空爆の犠牲者が出たことはもちろんニュースとしては知っていても、自分たちに直接関わりのある身近な問題としては受け止めておらず、いわば「対岸の火事」といった、さほど緊迫性をおびない出来事と見なす傾向が強かった。それ故、アメリカ国民の大多数は、「戦争を早期に終結させるために、非戦闘員である敵の市民を空爆して彼らの戦争意欲を挫く」という思想は、倫理的にも決して正当化できるようなものではないとも考えていた。すなわち、無差別爆撃の正当化を

容易にするような逼迫した軍事的必要性も、そうした正当化を広く支えるような国民的意識も欠如していた。

第1次大戦前後のアメリカの空軍力活用の主たる目的は、自国の海岸線に近づく敵海軍の艦隊、ならびに上陸してくる、あるいはすでに上陸した敵部隊を爆撃機で攻撃することであった。したがって、攻撃目標のみならずその近辺全体を破壊・攪乱し、物的損害だけではなく、できるだけ多くの心理的打撃を敵国市民に与えるというヨーロッパ諸国の戦略爆撃思想とは異なり、アメリカの爆撃機に期待された役割は、敵軍にできるだけ正確に攻撃照準を合わせ、その戦闘能力を直接且つ徹底的に破壊するというものであった。とりわけ、広い海上を航行する敵艦隊や、数千キロに及ぶ海岸線の中のある特定場所を選んで上陸してくる敵部隊を発見し空爆するには、高度の「偵察」ならびに「精密爆撃」技術が要求される。アメリカの空軍がその後一貫して「精密爆撃」という概念にこだわり続け、現実には「精密爆撃」とはほど遠い歴史を歩んできたにもかかわらず、今なおこれに固執する理由の一つには、こうしたアメリカの当初与えられた特殊な「爆撃機の任務」にある。「精密爆撃」思想は、市民爆撃を倫理に反する行為とみなす、上記のようなアメリカ国民の感情にも合致したものであった。

1939年9月1日、すなわちヒットラーがポーランドに侵攻したその日、ヨーロッパでの戦争は避けられないものと考えた米国大統領フランクリン・ルーズベルトは、どの参戦国も市民や無防備な都市を空爆しないように

と要請するアピールを行った。彼は、第一次世界大戦での経験に触れ、「文明社会の男女だれもの心を大いに痛め、人道的な良心に深い打撃を与えた」無差別爆撃を、今次の戦争では繰り返さないようにと忠告を発した。このように、第2次大戦開戦期には、いまだ参戦していなかったアメリカの大統領自身が、無差別爆撃に対して、人道的な立場から批判的見解を公にした。

第2次世界大戦においては爆撃機の規模は大型化し性能も格段に強化され、搭載爆弾の殺傷力も第1次世界大戦期とは比較にならないほど強力なものとなった。

アメリカは1941年12月の日本による真珠湾攻撃で枢軸国と戦争状態に入り、1942年8月から、米陸軍航空軍の第8爆撃軍がヨーロッパでの爆撃行動に加わった。英国が早い時期から夜間の地域爆撃＝無差別爆撃へと戦略を変更したのに対し、米軍はあくまでも昼間の「精密爆撃」に固執。しかし、技術的な問題から、実際には無差別爆撃そのものであった。時間がたつにつれ米軍の爆撃はますます無差別化を強め、ドレスデン空爆では英国空軍との共同作戦で、推定3万人（そのほとんどが一般市民）を殺戮。それにもかかわらず、スティムソン陸軍長官は、「我々は今後も軍事目標を空爆し、……市民に対するテロ空爆を行わないという政策になんの変更もない」と述べた。

終戦までに、ドイツでは50あまりの主要都市が全て破壊され、空襲による死亡者は60万人にのぼった。英国のロンドンやコベント

リーなどの諸都市の市民の間にもドイツ軍の空爆で多くの犠牲者が出た。かくしてヨーロッパにおいては、枢軸国と連合諸国の双方が、多数の主要都市の市民を攻撃目標にした爆撃のテロ化を激化させ、無数の死者を出した。

アジア太平洋地域において無差別爆撃を戦略として最初に展開したのは日本軍であり、日本軍による中国諸都市への大規模な空爆は1932年1月の「上海事変」を皮切りに、これ以降、南京、武漢、広東、重慶などの都市住民が次々と無差別爆撃の目標となった。中でも重慶は、1938年末から3年間にわたり200回以上の攻撃にさらされ、1万2千人近い死者を出した。米国大統領ルーズベルトは、1937年には、日本は中国において「なんら正当な理由もなくして婦女子を含む非戦闘員を空爆により無慈悲に殺害」していると日本軍の残虐行為を批難した。ところが、第2次世界大戦も末期の1944年には、彼は、「全ドイツ国民は、国全体が現代文明の品性に反する不法な謀議にたずさわった」のであるから、連合軍の空爆でこらしめを受けても当然であるという内容の発言を行い、英米両軍がドイツ全域で徹底的に展開した無差別爆撃を正当化した。また本人自身はその使用を見ることなく亡くなったが、無差別爆撃に使われた大量破壊兵器である原爆の開発を許可したのもルーズベルトであった。

太平洋各地の戦域で日本軍の敗北が続く太平洋戦争末期になると、北海道から沖縄まで全国100近い都市が米軍の無差別爆撃の標的となり、数多くの民間人が降り注ぐ焼夷弾の

犠牲となり、100万人の死傷者（そのほぼ半数が死亡者）を出した。あくまでも「精密爆撃」を公式戦略とする米軍の日本への飽和爆撃＝無差別爆撃の口実は、日本の都市在住の多くの家庭が大規模軍需工場の下請け作業に従事する家内工業を営んでいるため、空爆の「軍事目標」となる、と言うものである。この無差別爆撃は、10万人近い死亡者を出した東京大空襲を経て、原爆という驚異的な破壊力を持つ無差別大量殺戮兵器が使用されることによって、広島・長崎で歴史的頂点に達した。トルーマン大統領は広島爆撃直後の発表の中で、広島が攻撃目標に選ばれたのは広島が軍事都市であり、「できる限り市民の殺戮を避けるためであった」（強調—引用者）と述べ、原爆投下を正当化した。

かくして、米国は、第2次大戦中にヨーロッパとアジア太平洋の両戦域で無差別爆撃を大規模に行い、広島・長崎では原爆によるジェノサイドまで犯しておきながら、公式戦略としては、あくまでも「精密爆撃」という主張を一貫してつらぬいた。

### Ⅲ. 大戦後のアメリカの「精密爆撃」と「付随的損害」思想の実相

原爆投下後まもなく行われたギャルupp調査では、85パーセントのアメリカ人が日本に対する原爆使用を是認。雑誌『フォーチュン』の調査でも、ほとんどのアメリカ人が原爆投下になんら自責の念を感じていないことが判明。原爆は使われるべきではなかったと考えたのは、4.5パーセントにすぎなかった。13.8パーセントが、最初の原爆は人口の少ない場所に投下すべきで、それでも日本が降伏しなかった場合に、2度目の原爆は都市部に

投下するという方法をとるべきだったという意見を支持した。いずれにせよ圧倒的多数が、無差別爆撃による大量虐殺を是認したのである。

1948年12月、国連において「集団殺害の防止及び処罰に関する条約」（通称「ジェノサイド」条約）が採択されたが、アメリカは批准を拒否（アメリカが批准するのは1988年）。かくして、第2次大戦を挟み、その前後10年も経ないうちに、市民への無差別攻撃を正義にもとる非人道的行為と考えていたアメリカの政治指導者と国民の思想に、一大変化が起こったと言える。

しかしながら、アメリカの政治家や国民が「市民に対する無差別攻撃・大量虐殺」を非とする（“noncombatant immunity”＝「市民は守られるべき」という）考えを完全に捨てたわけではない。そうした考えがいまだあるからこそ、米軍も常にその空爆行動が「精密爆撃」であることを公式戦略としている。

問題は、「市民に対する無差別攻撃」の一般的な解釈の仕方が根本的に変わったことである。この新しい解釈は、原爆投下という経験を経て、さらには、1950年代初期の水爆の開発に伴い、「軍事目標」の定義が拡大されるとともに始まった。核兵器という巨大破壊兵器を使用するならば、「敵国」の人間はもちろん、ほとんどあらゆる建築物が破壊される。したがって、核兵器使用を想定すれば、「軍事目標」の定義が大幅に拡大され、軍部門と民間部門の区分が極めてあいまいなものになり、当然、市民大量殺戮も避けられない。しかし、こうした攻撃は「市民無差別攻撃」

を明確に意図して行われるわけではなく、自分たちの生存を脅かす敵の核軍事力の破壊の結果として必然的に起きるものである、という解釈である。自国の国民の生存を守るためには、避けられない「犠牲」であって、決して意図的に市民殺戮を狙ったものではない、と。

つまり、明確に意図した市民攻撃でない場合の犠牲者は、「付随的に起きる損害 (collateral damage)」というわけで、したがって攻撃した側に「責任」はない、という都合の良い解釈である。裏返せば、戦闘に参加しない市民が、軍によって意図的に殺害あるいは傷つけられる場合のみが「非人道的」な「無差別攻撃」として批難される。このような論理を使って、「核兵器保有」と「市民防御論」という相矛盾する二つを同時に維持するという解決方法をアメリカは産み出した。明らかにアメリカの政治家や国民はもちろん軍人たちも市民無差別攻撃を犯罪行為であると認識しているが、なんとか道徳的なごまかし論で、そうした犯罪行為を行うことに対する罪悪感をごまかし麻痺させようという、自己欺瞞以外のなにものでもない。私は、こうした現象を、ロバート・リフトン（アメリカの精神医学者）の概念を借用して、「無差別爆撃に対する大衆的精神麻痺」と呼ぶことにする。

1951年になると、“tactical nuclear weapon”「戦術核兵器」という言葉が産み出され、頻繁に使われるようになり、あたかも核兵器が軍事目標だけを破壊し、都市全体を破壊することがないかのような幻想を作り出した。また、1947年からは“national security”「国家安全保障」という言葉も産み出され、あたか

も核兵器は安全に政府が管理支配できるものであるかのような幻想も産み出した。オバマ大統領は、プラハ演説で、「安全保障戦略における核兵器への依存度を下げ、他国にも同調を促す」（強調—引用者）と述べ、核兵器削減を目指すけれども、アメリカの核兵器管理は安全に行われており国家防衛で役立っているという印象を与えようと努めている。さらにオバマは、他国が核兵器を保有する限り、「われわれは安全かつ効果的な（核）兵器を維持して敵に対する抑止力を保つ」（強調—引用者）とも述べ、核抑止政策をいまだ強く保持している。したがって、オバマもまた、核兵器に対するこうした「幻想」に深く捕われていることが判明する。

本来、大量破壊兵器による市民無差別大量虐殺の正当化論として産み出された（被害者が少ないという幻想をその言葉の印象として与える）「付随的損害論」が、通常爆弾による市民空爆の正当化論としても使われるようになり、今も使われているのが実情である。その結果、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争など、米国が第2次大戦後行った、そして今も行っている一連の戦争での無差別爆撃による被害者は、全て「精密爆撃」による「付随的損害」と見なされている。しかも、クラスター爆弾、枯葉剤、劣化ウラン弾など、人体を含む生態系ならびに環境を著しく破壊するような無差別殺戮兵器が大規模に使われるようになったにもかかわらず。最近では、ハイテクを活用し攻撃目標を絞る「精密爆撃」方法により巻添えになる市民の数が極端に少なくなったという軍事専門家たちの主張とは裏腹に、民間人犠牲者があとを

たたない。

ベトナム戦争における米国の無差別爆撃を停止させることを主たる目的として、1977年に、ジュネーブ条約の第一追加議定書（正式名「1949年8月12日のジュネーブ条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」）なるものが採択された。（米国は もちろん、これを批准していない。）その第57条の「攻撃の際の予防措置」では「攻撃の手段及び方法の選択に当たっては、卷添えによる文民の死亡、文民の傷害及び民用物の損傷を防止し、少なくともこれらを最小限にとどめるために、実行可能なすべての予防措置を」とらなければならないとされている。また同時に、「予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、過度に、卷添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらが複合した事態を引き起こすことが予測される攻撃の開始の決定を差し控えること」（強調—引用者）も要求されている。しかし、皮肉なことに、「過度に」市民の犠牲者を意図的に出さないというこの表現が、アメリカの「付随的損害」正当化論を支持するような形となってしまった。きわめて曖昧な表現である「過度に」が、具体的にはいったい何人までの民間人死亡者なら「合法的」なのか、それを明確に定義づけることなど不可能であることは自明である。したがって、この追加議定書そのものに不備があることは明らかである。

オバマ大統領の「原爆投下に対する道義的

責任論」と「無差別空爆に対する無責任感」という矛盾した言動の背後には、こうしたアメリカ独自の空爆思想の歴史的背景と、「無差別爆撃に対する大衆的精神麻痺」症状が存在するのである。つまり、オバマもまた、大多数のアメリカ国民同様、「我々は、市民を意図的に殺害しているのではなく」、犠牲者の数を「最小限にとどめる」努力をしているのだと考えているのであろう。

#### Ⅳ. 結論：「数が殺人を神聖化しない世界」の構築を目指して

核によるジェノサイド正当化論が、第2次大戦後、これまで長く非核兵器による市民への無差別攻撃に応用されてきたし、今も応用されて数多くの被害者を毎日のように産み出している。したがって、我々の反核・核廃絶運動は、同時に、あらゆる兵器による市民の無差別虐殺（とくに無差別空爆）に対する反対・停止要求運動であるべきである。無差別空爆反対運動が核廃絶への要求に、当然、連結してくる。ところが、通常兵器による無差別爆撃と無差別大量虐殺を必然とする核攻撃、この二つの問題を全く別問題と無意識のうちに考えてしまっている人たちが、反核運動に深くかかわっている人たちの中にさえ見られる。通常兵器による爆撃で一人の市民を殺しても「悪党」であり、核兵器で大量虐殺を行う人間も「悪党」であるという認識の上に立って、私達は、「数が殺人を神聖化しない世界」を構築するような平和運動をすすめていくべきである。